

給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

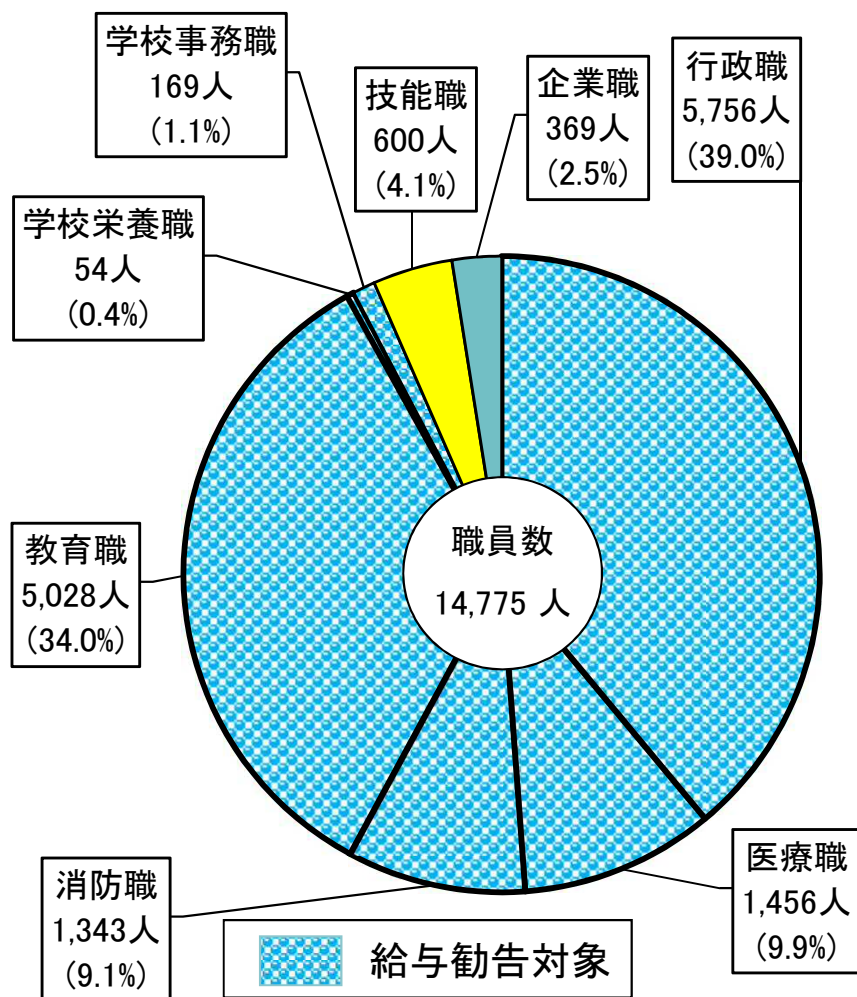
令和4年9月
さいたま市人事委員会

目次

給与勧告の対象職員	1
給与勧告の手順	2
民間給与の調査	3
民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(1))	4
民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(2))	5
民間給与との較差に基づく給与改定	6
期末手当・勤勉手当の改定	7
給与改定の方針	8
給与勧告の実施状況	9

1 給与勧告の対象職員

さいたま市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、行政職・医療職・消防職・教育職・学校栄養職・学校事務職の13,806人です。



※給与勧告の対象となる職員の職種・適用される給料表は下表のとおりです。

区分	給料表	適用職員
行政職	行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職	医療職給料表(1)	医師、歯科医師
	医療職給料表(2)	薬剤師、獣医師、栄養士等
	医療職給料表(3)	保健師、助産師、看護師等
消防職	消防職給料表	消防吏員
教育職	教育職給料表(1)	高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員
	教育職給料表(2)	小学校及び中学校に勤務する教育職員
学校栄養職	学校栄養職給料表	小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員
学校事務職	学校事務職給料表	小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校に勤務する事務職員
特定任期付職員	特定任期付職員給料表	特定任期付職員

注1 令和4年4月1日時点の職員数で、再任用職員及び臨時的任用職員を除く。

注2 端数処理の関係上、構成比の合計は100%にならない場合があります。

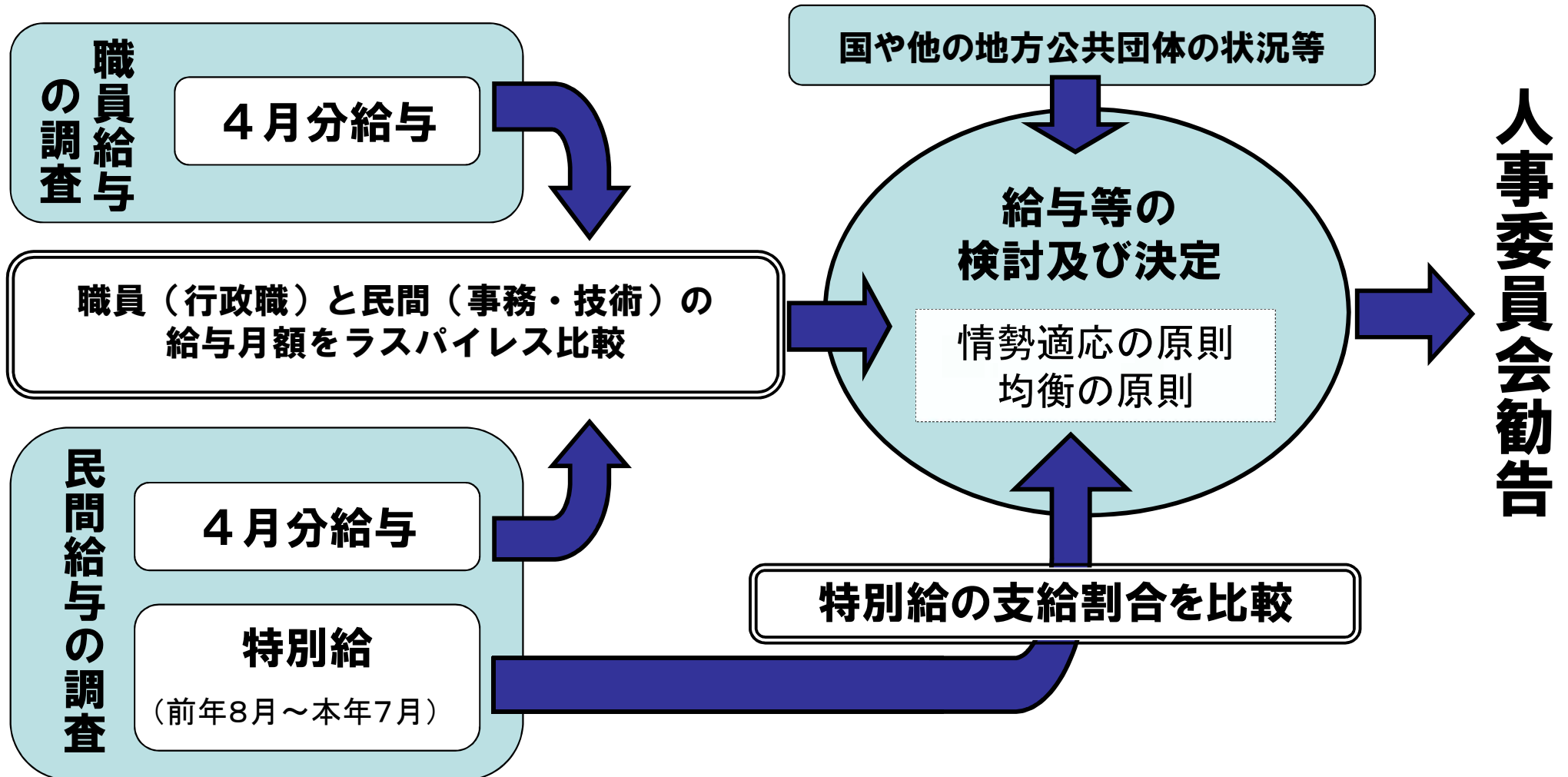
2 給与と勧告の手順

(1) 4月分の給与月額を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

(2) 特別給を比較

民間の特別給の前年8月から本年7月までの支給実績を把握し、民間の年間支給割合(月数)に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与の調査

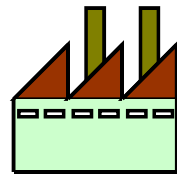
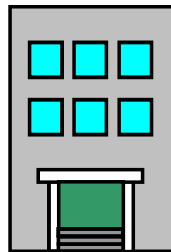
さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を全国統一の内容及び方法により、人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査しました。

令和4年職種別民間給与実態調査

(調査期間: R4. 4. 25から6. 17まで)

調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内476事業所中

120事業所

事業所ごとの特別給の調査

(R3. 8~R4. 7支給分)

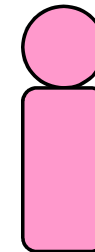
調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除きます。)



事務・技術

4,607人



研究・教育等

166人

従業員ごとの4月分給与の調査

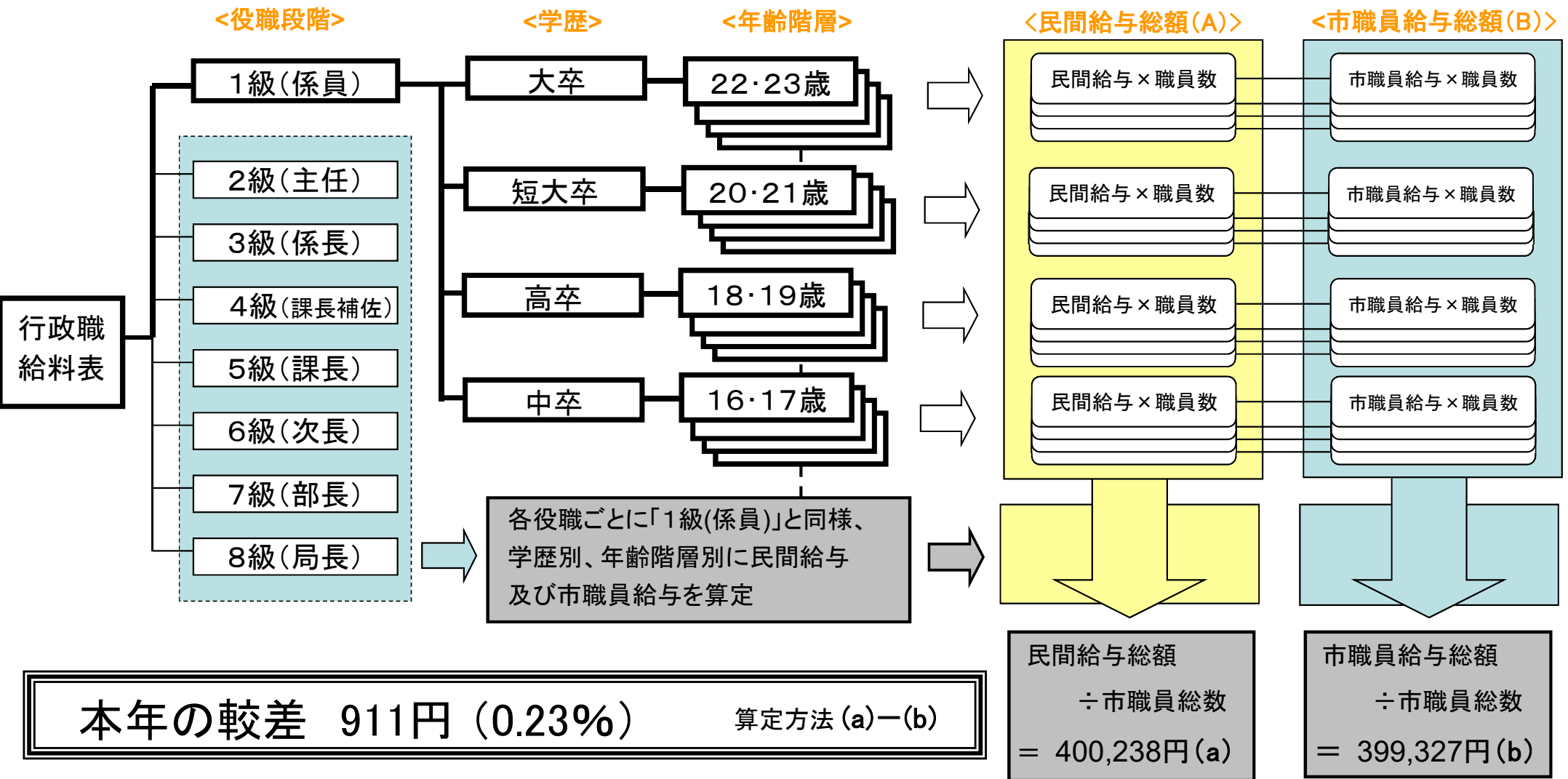
(4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

4 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(1))

給与月額のみならず、給与月額の公民比較(ラスパイレス比較)においては、個々の市職員に民間の給与額を支給した場合の民間給与総額(A)と、現に支払っている市職員給与総額(B)とを比較して、どの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と、同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



5 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(2))

ラスパイレス方式による比較は、民間の給与月額を役職段階、年齢、学歴別に整理し、それを本市職員の数構成に置き換えて比較するもので、異なる条件を一切考慮しない単純平均で比較を行う場合に比べて、民間従業員の給与の実態をより反映したものとなっています。

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別給与は、いずれもB社の方が2万円高いにもかかわらず、人数構成の違いから、平均給与ではA社の方が高くなっています。

ラスパイレス方式による比較の例

A社的人数構成によって比較すると、B社は平均32万円となり、A社はB社に比べて2万円低くなります。

A社			B社		
年齢	人数	平均給与	年齢	人数	平均給与
20歳	30人	20万円	20歳	40人	22万円
30歳	30人	30万円	30歳	30人	32万円
40歳	30人	40万円	40歳	20人	42万円
合計	90人	平均30万円	合計	90人	平均29.8万円

人数構成を置換え

A社的人数構成に合わせた場合のB社の平均給与

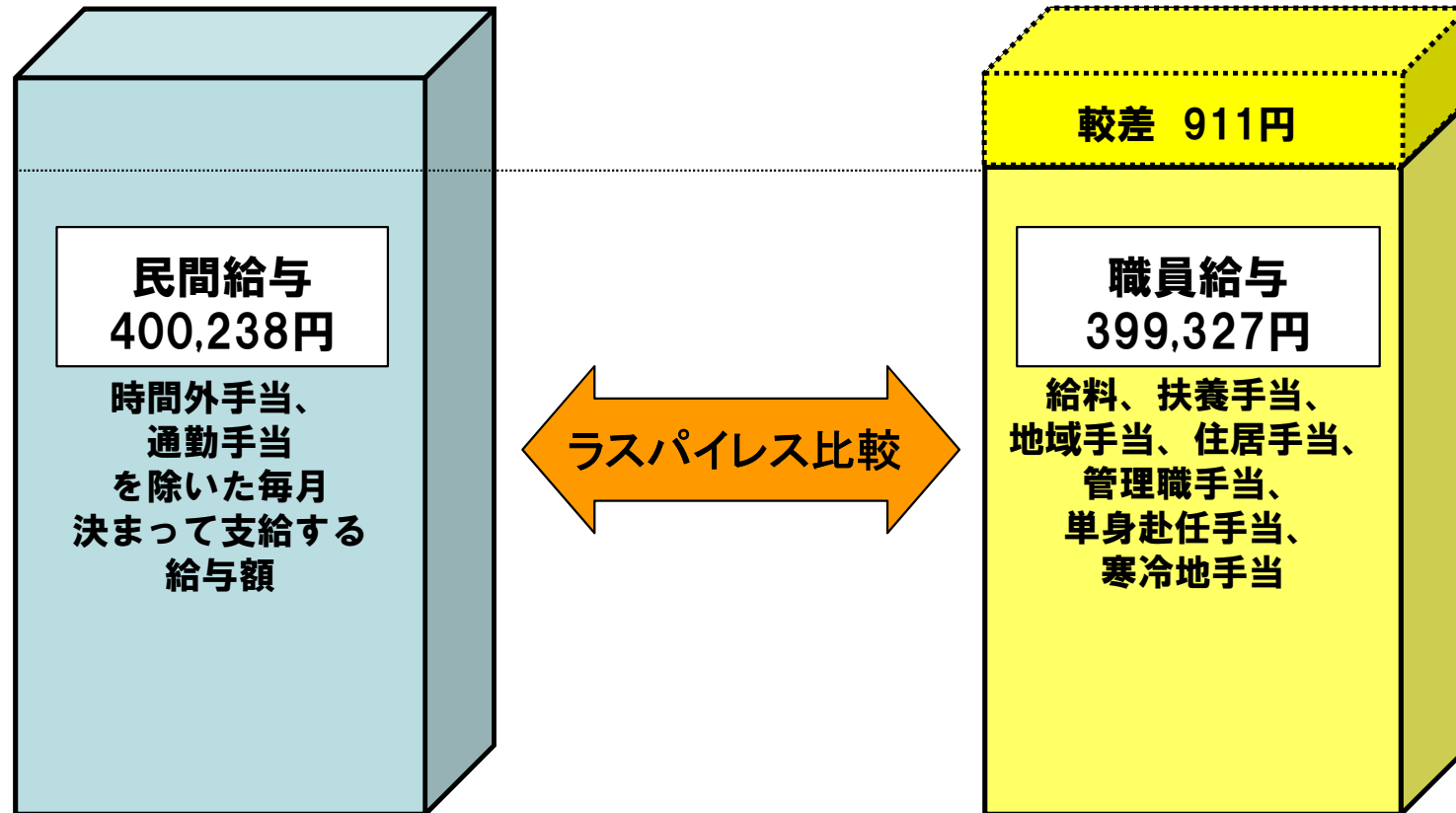
年齢	人数	平均給与
20歳	30人	22万円
30歳	30人	32万円
40歳	30人	42万円
合計	90人	平均32万円

単純平均値で比較した場合

ラスパイレス方式で比較した場合

6 民間給与との較差に基づく給与改定

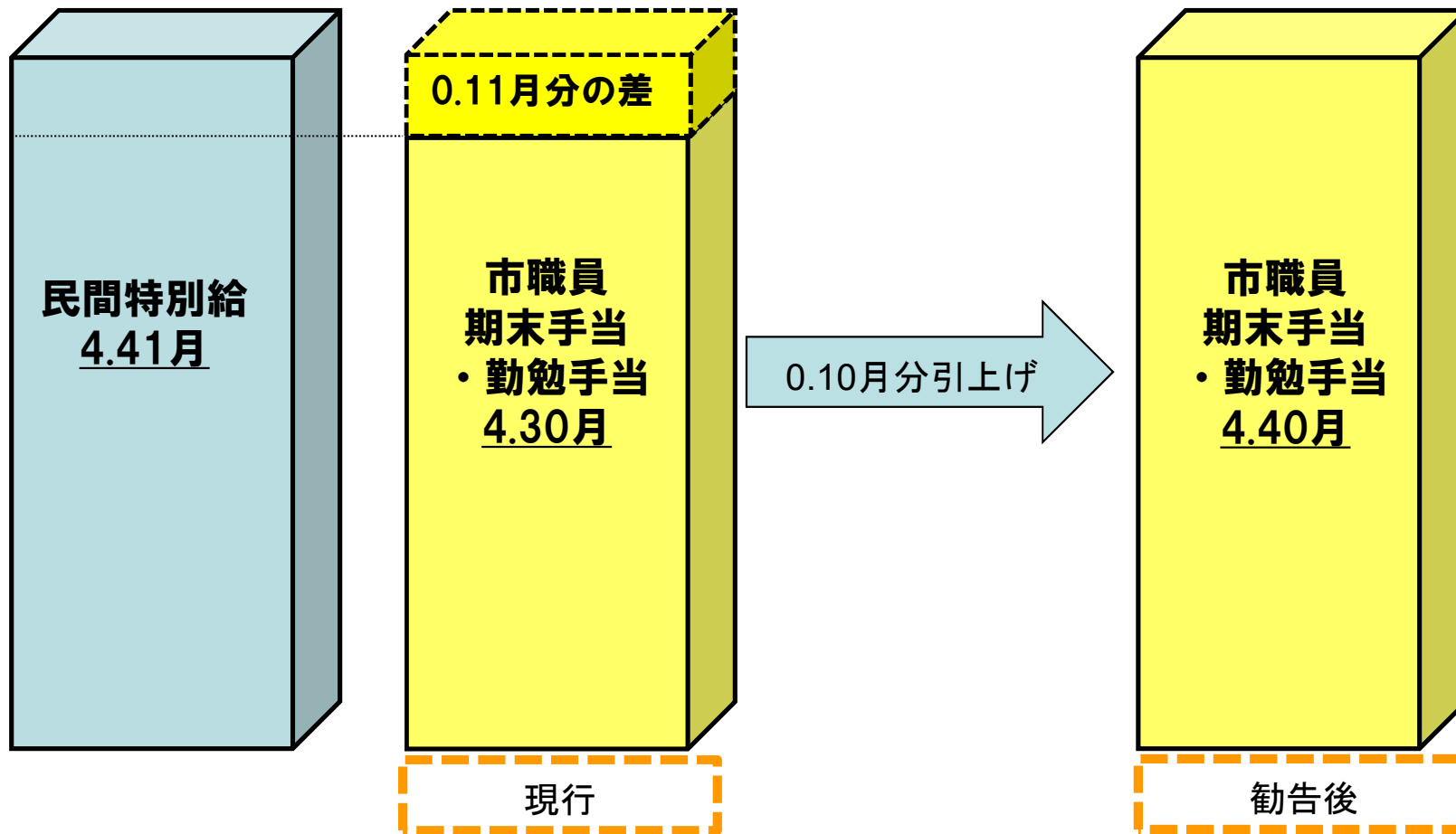
本年の民間給与との較差 911円(0.23%)を解消するため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



- ・職員は保育士等を除く行政職給料表適用者(平均年齢40.5歳)
- ・職員及び民間ともに本年度の新卒採用者は含まれていません。

7 期末手当・勤勉手当の改定

本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.11月分下回っているため、支給月数を引き上げることとしました。



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月単位として、少数点第2位を「二捨三入」「七捨八入」する。
(例) 4.38月～4.42月 → 4.40月 4.43月～4.47月 → 4.45月

8 給与改定の方針

1 月例給

- ・ 職員の給与が民間の給与を911円(0.23%)下回っていることから、この較差を解消するため、行政職給料表を平均0.25%引上げ改定。具体的には大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円、それぞれ引上げ。
- ・ その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として改定。
 - ※医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表は人事院勧告の内容に準じて改定
 - ※教育職給料表(1)及び(2)については、埼玉県における改定状況等を考慮して改定

2 特別給

- ・ 職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を下回っていることから、支給月数を0.10月分引上げ、勤勉手当に反映（4.30月分 → 4.40月分）
 - ※再任用職員及び特定任期付職員は人事院勧告の内容に準じて改定

3 実施時期

- ・ 令和4年4月1日から実施。ただし、特別給については、令和4年12月期の支給に関する改定は、この改定を実施するための条例の公布日から、令和5年6月期以降の支給に関する改定は令和5年4月1日から実施

9 給与勧告の実施状況

本年は、月例給については5年ぶり、特別給については3年ぶりのプラス改定となりました。

	給 与 月 額		期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)		平均年間給与額の 増減
	金額	増減率	月数	較差月数	金額
平成15年	△4,898円	(△1.13%)	4.40月	(△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円	(0.00%)	据置き	(0.02月)	—
平成17年	△1,921円	(△0.45%)	4.45月	(0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円	(△0.11%)	据置き	(△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円	(0.06%)	4.50月	(0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円	(0.01%)	据置き	(0.02月)	—
平成21年	△791円	(△0.19%)	4.15月	(△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円	(△0.28%)	3.95月	(△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円	(△0.30%)	据置き	(0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円	(0.05%)	据置き	(0.02月)	—
平成25年	据置き△87円	(△0.02%)	据置き	(0.01月)	—
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円	(0.35%)	4.30月	(0.10月)	5.9万円
平成29年	882円	(0.22%)	4.40月	(0.10月)	5.2万円
平成30年	据置き△64円	(△0.02%)	4.45月	(0.05月)	2.0万円
令和元年	据置き83円	(0.02%)	4.50月	(0.05月)	2.0万円
令和2年	据置き△103円	(△0.03%)	4.45月	(△0.05月)	△2.0万円
令和3年	据置き△82円	(△0.02%)	4.30月	(△0.15月)	△5.9万円
令和4年	911円	(0.23%)	4.40月	(0.10月)	5.4万円

(注) 期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。